○農林水産省告示第二百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町滝原字龍沢一七一六の一二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市四倉町玉山字炭釜一四一の六六五、一四一の六六六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第二百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県相馬市山上字**檜**這六の五（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○経済産業省告示第七号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十四年一月四日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年一月二十五日

経済産業大臣　枝野　幸男

登録番号	氏名	登録番号	氏名
106065	押田　博光	107839	後藤　達也
210233	黒田　昌史	409632	新谷幸太郎
409633	牛嶋　雄二		
409634	髙　賢二（髙山　賢二）		
409635	小谷　直哉	409636	吉米地克生
409637	足立　光晴	409638	竹山　正人
409639	梶間　敦		

○経済産業省告示第八号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十四年一月四日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年一月二十五日

経済産業大臣　枝野　幸男

登録番号	（変更後）	（変更前）
407504	熊谷　理美	香月　理美

○経済産業省告示第九号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十四年一月四日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年一月二十五日

経済産業大臣　枝野　幸男

登録番号	氏名
106077	下平孝之助
406153	森岡　**眞**弓
301463	岩本　哲士

○国土交通省告示第百十四号

地理空間情報活用推進基本法第十六条第一項の規定に基づく地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報の整備に係る技術上の基準（平成十九年国土交通省告示第千百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月二十五日

国土交通大臣　前田　武志

第六条第一項中第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　日本工業規格Ｘ七一三六（地理情報―地理マーク付け言語）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第百十五号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十四年一月二十五日

国土交通大臣　前田　武志

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
７ＪＫＵ	141575	ＲＩＳＩＮＧ　ＳＵＮ	平成23.12.5
ＪＤ3249	141524	美讃	23.12.1
ＪＤ3267	141556	日王丸	23.12.13
ＪＤ3269	141557	第八伸幸丸	23.12.20
ＪＤ3274	141562	山城丸	23.12.26
ＪＤ3277	141571	五十鈴	23.12.14
ＪＤ3279	141573	しらかみ	23.12.12
ＪＤ3289	141582	光宝丸	23.12.5
ＪＤ3291	141584	第一ほうえい	23.12.15
ＪＤ3295	141591	第３たいよう	23.12.28
ＪＤ3304	141600	圭昇丸	23.12.20
ＪＤ3306	141603	陽裕丸	23.12.14
ＪＤ3327	140889	Ｍａｒｃｏ	23.12.6
ＪＤ3333	141641	第一寿和丸	23.12.27

○国土交通省告示第百十六号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十四年一月二十五日

国土交通大臣　前田　武志

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
７ＪＢＴ	140410	ＨＯＥＧＨ　ＢＲＡＳＩＬＩＡ	平成23.12.27
７ＪＨＭ	141284	ＯＲＩＯＮ　ＴＲＡＤＥＲ	23.12.8
ＪＢＧＶ	133324	第八十八若潮丸	23.12.26
ＪＧＩＬ	134235	神栖丸	23.12.19

○東北地方整備局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十五日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

起点	終点
青森県三戸郡三戸町大字梅内字下川原三十三番地先	青森県三戸郡三戸町大字梅内字下川原三十三番地先